

平成30年6月15日

## ▼タイトル

固定資産税（家屋）の課税誤りについて

---

## ▼概要

平成30年度固定資産税の課税事務に際し、『県と市との税務行政運営の協力体制による家屋の共同評価事務運営要領』に基づき、県が評価事務を行い、市に通知された平成29年新築家屋に係る非木造（大規模家屋）の再建築費評点数を平成30年度固定資産評価基準で再計算することなく、家屋課税台帳に誤って登録したことにより、固定資産税の課税誤りが生じた。

※対象者 → 8件  
※追加税額 → 115,500円

## ▼判明した理由

県と市との税務行政運営の協力体制による家屋の共同評価事務運営要領により、不動産取得税の課税資料として、県に対し新築家屋にかかる固定資産評価額等を送付したところ、県担当者からの指摘により判明

## ▼対象者等への対応

市内対象者 訪問し、課税誤りについて謝罪、説明を行い、追加分の納付を依頼  
市外対象者 電話にて、課税誤りについて謝罪、説明を行い、追加分の納付を依頼

## ▼再発防止に向けての取り組み

誤りの発生した原因究明と事務処理マニュアルへの追記、事務引継ぎの徹底を行い再発防止に努める。

▼本日、午後3時（予定）より、記者室におきまして詳細を説明させていただきます。

---

## ▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 税務課  
○電話番号：0740（25）8116  
○ファックス：0740（25）8103